

遠野市監査委員告示第3号

令和5年3月22日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子

遠野市監査委員 奥友康悦

令和4年度定期監査（後期）結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

令和4年度執行の財務等の事務

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は目的に沿って計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 契約事務の手續及び契約の履行確認は適正に行われているか。
- (3) 収入事務に係る調定及び収納処理並びに収入未済、不納欠損の処理は適正に行われているか。
- (4) 支出事務に係る違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (5) 現金・金券類の管理は適正に行われているか。
- (6) 物品の購入等は計画的かつ効率的に行われているか。また、その管理は適正に行われているか。
- (7) 公用車の整備、点検、運行管理は適正に行われているか。

4 監査の実施場所及び日程

市役所本庁舎会議室において、次の日程により実施した。

期日等	対 象 課 等
1月25日	総務課、選挙管理委員会事務局
1月30日	防災危機管理課、情報推進課、福祉課、健康長寿課、保健医療課
2月1日	子育て支援課、産業企画課、農林課、畜産園芸課、商工労働課
2月3日	観光交流課、建設課、まちづくり推進課、環境課、上下水道課
2月6日	消防総務課、遠野消防署、生涯学習スポーツ課、農業委員会事務局
共通事項	中央診療所、遠野消防署宮守出張所

※ 期日等の欄が「共通事項」の中央診療所、遠野消防署宮守出張所については、共通事項のみを対象に書類の提出を求め、監査委員事務局事務室等において監査した。

5 監査の主な実施内容

監査対象項目に係る予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営について、事前に関係書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに必要に応じて関係職員から説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

報酬において、条例に規定される資格要件に該当しない者への支払いが1件認められたことから、速やかに返納を求められたい。

また、工事契約等において遠野市契約規則に規定する書類等の様式に関する要綱によらない様式の使用が散見されたことから、根拠となる規則等の確認を徹底されたい。その他、監査の過程において、事務処理における書類上の軽微な事項については、その都度関係職員に対して口頭で改善を指導したので記述を省略する。

監査対象事業別及び共通事項の監査の結果については、次のとおりである。

監 査 結 果

【所管事務の執行状況及び意見】

1 総務課

所管事務は、職員の進退及び身分に関すること、議会及び行政一般に関すること、条例、規則及び規程に関すること、文書その他課等の主管に属しないこと等である。

○文書費（議事録作成支援システム賃借料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

令和2年度に各課等へ会議時間や文字起こしに関する調査を行い、議事録作成に多くの時間が費やされていたことから、事務の効率化のため令和3年度にA Iを活用した議事録作成支援システムを導入したものの。

録音環境や会議室の音環境により音声が認識されない等から活用実績が低く、当初想定していた効果が実現できていない状況が認められた。来年度に向け、新たなシステムの導入検討を行っており、課題と改善点を精査し、職員の事務負担の軽減につながる有用なシステムの導入に期待する。

2 選挙管理委員会事務局

所管事務は、選挙の執行に関すること、投開票事務に関すること、選挙人名簿の調製、閲覧及び保管に関すること、明るい選挙推進の事業に関すること、選挙管理委員会の運営に関すること等である。

○市議会議員選挙費（選挙運動費用公営費負担金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

市議会議員選挙における運動用自動車の使用、ビラ・ポスターの作成経費の公費負担は条例及び規程に基づき行われており、候補者間の選挙運動の機会均等が図られていると認めた。

なお、費用支払い時において、数値確認ミスが認められたことから、適正な事務処理とチェック体制の見直しを図られたい。

3 防災危機管理課

所管事務は、災害に係る危機管理の総合調整に関すること、災害対策本部に関すること、国民保護法制に関すること、災害時における応援協定に関すること、災害により被害を受けた他の地方公共団体の復旧又は復興のための必要な支援に関すること、防災行政無線に関すること、自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること等である。

○防災教育推進事業費（震災伝承ピクトグラム設置工事請負費）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

後方支援資料館は東日本大震災の実情や教訓を次世代に語り継ぐ震災伝承施設のひとつである。また、他の震災伝承施設のネットワークを活用して、関係行政機関等が連携し目的に応じて教訓を巡り学べる「3.11 伝承ロード」に取り組んでいる。その一環として、一体感のある情報を発信するという観点での標章（ピクトグラム）を用いた案内標識の設置工事であった。

後方支援資料館は、災害リスクに関する知識と心構えを実体験として学べる施設でもあることから、今後も防災や減災に向けた情報の発信や取組を望む。

4 情報推進課

所管事務は、庁内ネットワーク電算機器の整備及び管理に関すること、行政情報の発信手段に関すること、ホームページ等の管理運用に関すること、庁内のセキュリティ・ポリシーに関すること、ケーブルテレビ事業特別会計に関すること、遠野テレビ放送番組審議会に関すること、遠野テレビ施設の新設、改良、移転工事等に関する設計、施行、監督及び検査に関すること等である。

○ケーブルテレビ運営事業費（遠野テレビ運營業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

自主放送、地上波及び衛星波の再送信のほか、音声告知放送、電話サービス、インターネットサービス等の(株)遠野テレビへの運營業務委託は、毎月の定例会議により事業実施状況の確認と情報共有が図られており、管理点検体制が確立され、運営は円滑に行われていると認めた。

令和5年度から指定管理者制度へ移行になることから、さらなる経営の効率化を図るとともに住民サービスの向上に努められたい。

5 福祉課

所管事務は、健康福祉の里の事務及び事業の総合調整に関すること、健康福祉の里運営審議会に関すること、軍人恩給、戦傷病者及び戦没者遺族等援護に関すること、災害救助及び罹災救助、献血、赤十字事業その他の社会事業に関すること、民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関すること、地域福祉計画の策定に関すること、生活保護に関すること、生活困窮者の自立支援に関すること、身体・知的・精神障害者福祉、精神保健に関すること、自立支援協議会、遠野市障害支援区分認定審査会の運営に関すること、特別障害者手当、障害児童福祉手当及び福祉手当に関すること等である。

○地域福祉連携推進事業費（重層的支援体制整備事業業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

重層的支援体制整備の推進により、市内9地区へ丸ごと相談員が配置されるとともに丸ごと相談員の活動を支援する包括化推進員が福祉の里に配置され、身近な地域での住民サービスを提供できる体制の整備が進められていた。

今後、地域との関わりの拠点となる各地区センターとの連携をさらに強化し、関係機関協働して住民の複雑化・複合化した支援ニーズに切れ目のない対応を望む。

また、事業予算が複数課・複数事業に計上されていることから、誤りのない確実な事務執行に努められたい。

6 健康長寿課

所管事務は、老人福祉法に関する事、介護予防に関する事、在宅訪問診療に関する事、社会福祉団体との連絡調整に関する事、シルバー人材センター運営事業に関する事、介護保険被保険者の資格管理に関する事、要介護及び要支援認定に関する事、介護認定審査会の運営に関する事、介護保険料の賦課に関する事、疾病予防及び健康増進事業に関する事、保健推進委員に関する事、介護保険法に基づく相談支援に関する事、地域支援事業に関する事、地域包括支援センターに関する事等である。

○地域介護予防活動支援事業費（通いの場支援運動指導業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

高齢者の身近な介護予防の場として「いきいき百歳体操」を活用し、運動指導士等の定期的支援により住民主体の活動の継続が図られているとともに、筋力や体力だけでなく地域の仲間との交流による心の健康が保たれる事業であった。

リストバンド、重り、DVDの貸与に関しては、管理方法を明確にしておくとともに、貸与期間やその後の取扱いについて有償化を含めた検討が必要と思われる。

7 保健医療課

所管事務は、妊娠の届出及び母子健康手帳の交付に関する事、妊産婦の健康診査に関する事、出産及び育児の支援体制の整備に関する事、乳幼児の健康診査及び健康相談に関する事、妊婦、じょく婦及び新生児の健康診査及び保健指導に関する事、未熟児養育医療に関する事、母子歯科保健に関する事、不妊治療の支援に関する事、予防接種に関する事、県立病院との連携に関する事、医療関係団体との連携に関する事、医師確保の推進に関する事等である。

○妊産婦あんしんサポート事業費（産後ケアデイサービス給付事業施設利用料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

新規事業である市内の宿泊施設を活用して行う日帰り産後ケア事業は、産後の不安や悩みを抱えた母親に対し、身体的ケアと心理的ケアを行うもので、子育て環境の充実に資する事業と認めた。施設利用料の支払いに関しては、施設利用契約に基づき適正に処理されていた。

なお、実施要綱に定める利用者が支払うべき取消料の取扱いについては、内容の見直しが必要と思われることから再検討されたい。

8 子育て支援課

所管事務は、少子化対策及び子育て支援の総合的な施策の推進に関すること、遠野市わらすっこ支援委員会に関すること、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育等の認定、確認及び給付に関すること、児童館及び児童遊園の整備及び管理に関すること、児童館及び児童クラブ並びに児童館及び児童クラブ育成団体の運営及び指導に関すること、家庭児童相談及び女性相談、指導に関すること、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上に関すること、障害児福祉に関すること、要保護児童等の保護に関すること等である。

○わらすっこ応援券交付事業費（わらすっこ誕生応援券交付金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

市民で子どもを出産した保護者等を対象に、予防接種や一時保育利用料等に利用できる「わらすっこ応援券」が交付されており、子育て世代の経済的負担の軽減が図られていると認めた。

応援券を利用できる対象の拡充や交付対象者を転入者にも拡大するなど、さらなる子育て世代が活用しやすい支援事業となることを望む。

9 産業企画課

所管事務は、六次産業化に関すること、農商工連携に関すること、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること、起業支援に関すること、農林水産物の加工、商品開発及び流通の企画調整に関すること、産学官民の連携に関すること、道の駅連絡会に関すること等である。

○多様な人材活用推進事業費（地域活性化起業人負担金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

総務省の三大都市圏に本社機能を持つ企業からの人材派遣事業である地域活性化起業人

制度を活用し、市の観光振興に係る業務を担うもので、企業との協定に基づき事務執行は適正に行われていた。10月の着任であり、その成果についてはこれからであるが、市の関係部署、関係団体等と連携し、コロナ禍で落ち込んだ観光産業の回復に向けた積極的な活動に期待する。

10 農林課

所管事務は、農業振興に関すること、農業振興計画に関すること、米政策に関すること、農作物の鳥獣害対策に関すること、農村環境の保全に関すること、農地の集積に関すること、農業の担い手及び後継者の育成に関すること、集落営農組織に関すること、森林病虫害対策に関すること、遠野地域木材総合供給モデル基地に関すること、木質バイオマスの活用に関すること、森林林業及び木材産業の振興に関すること等である。

○地域農業マスタープラン実践支援事業費（遠野市集落営農組織組合連絡協議会負担金・耕作放棄地再生事業費補助金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

遠野市集落営農組織組合連絡協議会への負担金は、主に集落営農組織の法人化に向けた研修費用に充てられていた。遠野市も組織の構成メンバーであることから、目的に沿った事業を実施し、農業経営の改善と健全な運営により持続可能な経営体として自立できるよう支援されたい。

耕作放棄地再生事業費補助金は1件の活用に留まっており、さらなる農業委員会との連携により事業周知に努められたい。

11 畜産園芸課

所管事務は、新規就農及び企業の農業参入に関すること、地産地消に関すること、内水面漁業の振興に関すること、畜産の振興に関すること、馬事振興に関すること、家畜の防疫及び衛生対策に関すること、市営牧野に関すること、一般社団法人遠野市畜産振興公社の運営指導に関すること等である。

○畜産振興総合対策事業費（養豚経営安定対策事業補助金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

養豚業を営む生産者の経営の収益性が悪化した場合に交付される交付金積立金の経費負担補助は、市内の生産者が安心して経営に取り組むことができる事業と認めた。

12 商工労働課

所管事務は、商工業の振興に関すること、ふるさと納税に関すること、中小企業振興資金融資あっせん及び金融指導に関すること、雇用の創出及び就業支援に関すること、中心市街地の

活性化に関すること、工場立地、産業導入促進及び地域未来投資促進に関すること等である。

○市内企業人材確保推進事業費（オープンファクトリー事業業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

地方創生交付金を活用し、ものづくり産業等への理解と就業者の確保を図るため、オープンファクトリー業務を委託し実施した事業で、事前に参加事業者には会社の魅力やわかりやすい伝え方の研修を行う等、事業効果を高める取組が見られた。

委託業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用しており、要綱に基づき適正に処理されていた。

新卒者の地元就職の減少、若年層の流出等による労働力不足は喫緊の課題であり、市民等が地元企業を知り、理解する機会の提供は重要であることから、事業のブラッシュアップを図り継続実施されることを望む。

13 観光交流課

所管事務は、観光事業の振興に関すること、観光関係団体に関すること、観光資源の保護及び開発に関すること、観光施設の整備及び管理運営に関すること、観光宣伝に関すること、観光交流センター等観光施設に関すること、都市間交流（国際交流に関するものを除く。）に関すること、定住推進に関すること等である。

○広域連携推進事業費（オンライン移住等プロモーションイベント開催業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

花巻市と連携した広域連携の事業であり、おためし移住モニターツアーは、事業実績のあるNPO法人に委託して実施され、両市の移住定住に繋がる取組と認められた。事務執行は適正に行われていたが、ツアー参加後のアンケートの実施については質問項目を委託業者に任せている部分が見受けられたので、今後の事業展開のためにも主体的に行う必要がある。

また、インターネットラジオを活用した地域特性や魅力発信事業は、移住希望者層をターゲットにしているということであるが、聴取者数や配信内容など事業効果の検証が必要と思われる。

14 建設課

所管事務は、市道の認定、廃止及び変更に関すること、市営住宅に関すること、里道水路に関すること、道路、河川、水路及び橋りょうに関すること、公共土木施設の災害復旧に関すること、農道及び林道の整備及び管理に関すること、国土調査に関すること等である。

○橋りょう長寿命化整備事業費（橋りょう点検業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

市が管理する橋りょう450橋（うちJR分8橋）は5年に1度の点検が義務づけられている。岩手県道路メンテナンス会議において導入された地域一括発注先である（公財）岩手県土木技術振興協会に委託し、今年度は75橋の点検が行われていた。点検は、「岩手県道路橋定期点検実施要領」に基づき計画的かつ適切に実施されており、事務も適正に処理されていた。

今後も、点検から得られた結果を基に策定された橋梁長寿命化修繕計画に基づき、効率的な維持管理を図り、市民の安全確保に努められたい。

15 まちづくり推進課

所管事務は、都市計画の策定並びに都市計画事業の調査及び計画に関すること、駅及びその周辺の地域の整備に関すること、都市計画法に規定する開発行為の副申に関すること、市有建物の建築に関すること、建築確認申請の副申に関すること、景観施策に関すること、空家等対策に関すること、その他住宅行政に関すること等である。

○生活再建住宅支援事業費（生活再建住宅支援事業費補助金）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

東日本大震災により被災した方を対象に、遠野市に住宅を新築する際の工事費や借入の債務に係る利子に対し補助金交付を行うもので、昨年度から事業補助等への新規申請者はなく、すでに交付決定した利子補給対象者2名への交付のみであった。

事務処理は適正に行われており、震災から12年が経過し、生活住宅再建に一定の見通しが立ち、県の市に対する補助金も無くなることから、今年度で新規の受付を終了するのはやむを得ないと思われる。

16 環境課

所管事務は、環境基本計画の進行管理に関すること、地球温暖化対策実行計画に関すること、斎場及び八幡墓園の管理及び運営に関すること、一般廃棄物の収集運搬、し尿の処理及び清掃に関すること、岩手中部広域行政組合に関すること、公害に係る苦情処理に関すること、清養園クリーンセンター一般廃棄物処理施設の管理及び運営に関すること、衛生思想の普及及び啓発に関すること、廃棄物の減量及び再資源化に関すること等である。

○斎場運営費（他市町村火葬料補助金）

〔指摘事項〕

特になし

[意見・要望]

火葬料補助金は、市民が隣接市町村の火葬場を利用して火葬を行った場合の経費に対し補助金を交付し、負担軽減を図るものであった。

補助金は市斎場運営費確保の観点から今年度をもって終了ということであるが、住民に対する丁寧な説明と事前周知を早期に図られたい。

17 上下水道課

所管事務は、上下水道事業の経営計画、調査及び統計に関すること、水道料金、使用料、加入金、手数料その他の公金の徴収、減免、督促及び強制執行に関すること、水道施設の新設、拡張、改良、移転に関する計画、設計、施工、監督及び検査に関すること、水道施設の維持管理に関すること、水道事業の給水区域以外における飲料水の確保に関すること、下水道事業の計画及び実施に関すること、公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課及び減免に関すること、下水道施設の維持管理に関すること、排水設備等の計画確認許可に関すること、浄化槽の普及促進に関すること等である。

○水道ビジョン推進事業費（小規模給水施設設備改良工事費負担金）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

大野平地区簡易水道施設の浄水場導水管布設替工事に係る経費は、遠野市小規模給水施設設置条例に基づき適正に処理されていた。

また、管布設替工事については年間700万円の予算を見込んでいたが、効率的に工事を進めるため、来年度から3年に1度の施工に見直しを図るなど事業費の圧縮に努める姿勢が認められた。

18 消防総務課

所管事務は、災害警戒本部に関すること、防災会議及び防災計画に関すること、自主防災組織に関すること、コミュニティ防災資機材等の管理に関すること、消防水利及び水利計画に関すること、通信指令（管制）に関すること、法令に基づく危険物の規制及び保安に関すること、緊急消防援助隊に関すること、火薬類の規制に関すること等である。

○防災対策事業費（食糧費）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

災害時の避難者配布用の食料は、遠野市備蓄食料整備計画に基づき必要数を指名競争入札により適正に購入されていた。

賞味期限が近づいた食料は各課のイベント等で活用されていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活用できなかった令和2年度から3年度分の賞味期限の切れた食料の廃棄が認められた。

できるだけ食料を廃棄しないよう、イベント等での活用のほかフードバンクへの寄付なども検討されたい。

19 遠野消防署

所管事務は、消防団組織に関すること、消防団の儀式及び行事に関すること、消防団員の人事、サービス、教養、損害補償等に関すること、消防戦術及び消防部隊の運用の管理に関すること、消防隊及び救急救助隊の運用に関すること、火災の原因及び損害の調査及び報告に関すること、火災予防行政の総合企画及び調査研究に関すること、立入検査及び違反処理に係る事務に関すること、婦人消防協力隊、幼年消防クラブ、少年消防クラブその他防火防災団体の育成及び指導に関すること等である。

○消防団出場管理費（消防団員の報酬）

〔指摘事項〕

遠野市消防団に関する条例第5条団員資格及び第6条欠格条項の規定による、消防団員の資格を有しない者を団員とし、報酬の支払いが認められた。

〔意見・要望〕

消防庁の非常勤消防団員の報酬等の基準が改正され、出勤報酬が増額改定された。消防団は平時・非常時にかかわらず、地域に密着し住民の安心と安全を守る大きな役割を担っているが、団員数が減少しているのが現状である。組織や体制の在り方について検討を図るなど、地域の実情に応じた適正な団員数の確保を望む。

なお、国税庁の非常勤消防団員が支給を受ける金銭に係る所得税基本通達が改正されたことから、所得税の控除に関しては適正に事務処理されたい。

20 生涯学習スポーツ課

所管事務は、生涯学習の推進に関すること、男女共同参画社会の推進に関すること、高齢者団体の育成並びに高齢者の教養及び健康づくり活動に関すること、国際交流に関すること、少年センターの運営に関すること、芸術文化活動の推進に関すること、社会教育活動の推進に関すること、家庭教育に関すること、児童及び生徒の校外活動の指導に関すること等である。

○学校と地域の連携・協働推進事業費（コミュニティ・スクールにおけるエリアコーディネーター業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

学校や地域を取り巻く諸課題への対応と遠野ふるさと教育を推進し、子どもたちの生きる力を育むためには、コミュニティ・スクール(学校運営協議会・学校部会)と地域住民が連携・協働することが重要であり、その一体的活動を支援するためのエリアコーディネーターの配置であった。

従来、遠野市では学校と地域は近い関係にあり、地域住民が地域の子どもたちと関わってきてはいるが、地区によっては温度差も感じられることから、今後も取組の見える化や活動

への支援強化を望む。

21 農業委員会事務局

所管事務は、農業委員会総会及び専門委員会の会議に関する事、農地利用最適化業務に関する事、農業者年金業務に関する事、農地等の所有権及び各種権利の移転並びに設定及び取消しに関する事、農地等の転用に関する事、農地等に関する賃貸借契約の更新、更新拒絶及び解約に関する事、遊休農地に係る措置に関する事、利用権設定等促進事業に関する事等である。

○農地情報収集等業務効率化支援事業費（備品購入費・タブレット端末）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

農業委員会が農地等の出し手・受け手の移行等を現場で効率的に把握するためタブレットを購入し、「人・農地プラン(地域計画)」の目標地図の素案作成のため情報入力を行うとともに、活動記録、農地利用状況調査や農地法に基づく許可等を行う際の現地確認など農業委員会業務のサポートシステムとして活用することにより、事務の効率化を図るもの。

タブレットの使用は納入されたばかりで未だということであるが、事前研修の実施により効果的に活用されることを望む。

また、タブレットは、各委員へ貸与し、個人による管理としているが、個人情報保護、業務上必要な範囲での運用などその取扱いや管理については十分な対策を講じられたい。

【共通事項】

1 各課等で該当する分担金、負担金、使用料、手数料及び諸収入

おおむね適正に事務処理されていると認めた。

2 現金等の保管状況（通帳）

監査対象のうち23課等における、令和4年11月30日現在で本市に帰属する通帳及び関係団体等からの預託により保管している通帳は、20課等で85冊（今回監査対象の前年度監査以降において新規契約12冊・解約11冊・移管による増2冊）であり、全通帳の合計預金残高は67,722,892円となっていた。残高が100万円を超える通帳は16冊であった。

詳細は次表のとおりであるが、通帳を多く保管している課等は、農林課16冊、次いで観光交流課10冊であり、預金残高が最も多い課等は農林課で34,758,893円、次いで環境課10,251,155円であった。

通帳を多く保管し、大きい金額を扱う課が認められたことから、定期的かつ複数の目でのチェックにより引き続き不正・事故防止に万全を期されたい。

なお、資金前渡の経費において、次の不適切な事例が認められた。

(1) 畜産園芸課

資金前渡通帳に財務規則に定める特定の経費以外の入出金が認められた。資金前渡は普通

地方公共団体の現金支出の方法として規定されており、目的に沿った適正な通帳管理をされたい。

(2) 消防総務課

予防技術検定料の支払いにおいて、資金前渡職員を指定し資金前渡通帳に前渡金を受けているが、前渡されている資金の額を超えた支払いが認められた。

資金前渡による支払いは、その前渡の目的、限度内においてのみすることが可能であることから、適正な事務処理を徹底されたい。

(単位：冊・円)

No	課名等	通帳冊数	預金残高
1	総務課	2	1,539,052
2	選挙管理委員会事務局	2	0
3	防災危機管理課	1	223,353
4	情報推進課	1	0
5	福祉課	7	3,211,077
6	健康長寿課	1	0
7	保健医療課	1	0
8	子育て支援課	2	37,492
9	産業企画課	4	5,697,584
10	農林課	16	34,758,893
11	畜産園芸課	9	3,409,556
12	商工労働課	3	244,583
13	観光交流課	10	6,283,565
14	建設課	1	0
15	まちづくり推進課	1	0
16	環境課	7	10,251,155
17	消防総務課	5	204,469
18	遠野消防署	7	1,426,398
19	生涯学習スポーツ課	2	3
20	農業委員会事務局	3	435,712

3 郵便切手類の保管及び受払

おおむね適正に保管等されていた。ただし、一部において、郵便切手類受払簿兼発送整理簿について取扱者印の押印がないものや切手の繰越額が10万円以上と過剰な調達となっている状況が見受けられたことから、適切な管理と適正な事務処理をされたい。

4 物品の管理及び出納

物品の管理及び出納については、財務会計システムに登録されている備品管理一覧表に基づき、令和3年度及び令和4年11月30日までに備品購入のあったもののうち次の表の3品を選定

して、購入手続き書類、支出伝票書類等を確認した。

そのうち、物品調達要求票の様式が遠野市契約規則に規定する書類等の様式に関する要綱によらないものが2件、予定価格及び日付誤りが1件認められた。

また、生涯学習スポーツ課のドーム型キャンプ用テント12張の備品購入において、総額50万円を超えていることから重要物品として財産に関する調書への登録がなされていたが、テントは1張47,040円、単体で使用するものであることから、重要物品に該当しない物品と認められる。重要物品の定義を確認し、適切に処理されたい。

(単位：円)

課名等	備品の名称等	取得価格	入札方式
選挙管理委員会事務局	手摺付き木製スロープ	165,000	随意契約
健康長寿課	体組成計等計測機器	1,441,000	指名競争入札
生涯学習スポーツ課	ドーム型キャンプ用テント	564,480	指名競争入札

5 車両の運行管理

おおむね適正に管理されているものと認めた。